

# 厚木市埋蔵文化財取扱マニュアル

※Q&Aについても併せて御確認ください。

## 1 埋蔵文化財の有無の照会

- ・市内で事業を計画されている方は、その場所が「**埋蔵文化財包蔵地**」（以下、「包蔵地」という）の範囲内かどうかを文化魅力創造課で照会してください。
  - ・「照会」は、どなたでも可能です。また、メールやFAXでも対応しています。電話のみでは回答できませんので御了承ください。
- なお、回答は、お電話で行わせていただきますので併せて御了承ください。

～埋蔵文化財包蔵地とは～

地表面での遺物採集などの過去の様々な調査結果をもとに作成したものです。よって、毎回の調査データを取り入れ、常時変更を行っています。事業を計画される皆様は、常に最新のものを使用してください。

## 2 包蔵地の範囲外の場合

- ・工事の最中に遺跡やそれに類するものを発見した場合は、速やかに市まで報告してください。（文化財保護法第96条第1項）

## 3 包蔵地の範囲内の場合

- ・文化財保護法第93条第1項の規定に基づく **届出** が必要になります。
  - 工事着手の **60日前** までに、「**埋蔵文化財発掘の届出**」を **2部** 提出してください。加えて、「**埋蔵文化財確認調査申込書**」を **1部** 提出してください。
- ・事業計画地の一部が包蔵地に該当している場合は、事業計画地すべてが該当しているものとします。
- ・届出に基づき、工事計画が遺跡に与える影響について検討します。
  - 影響がある場合 → 試掘調査
  - 影響がない場合 → 工事立会 もしくは 慎重工事

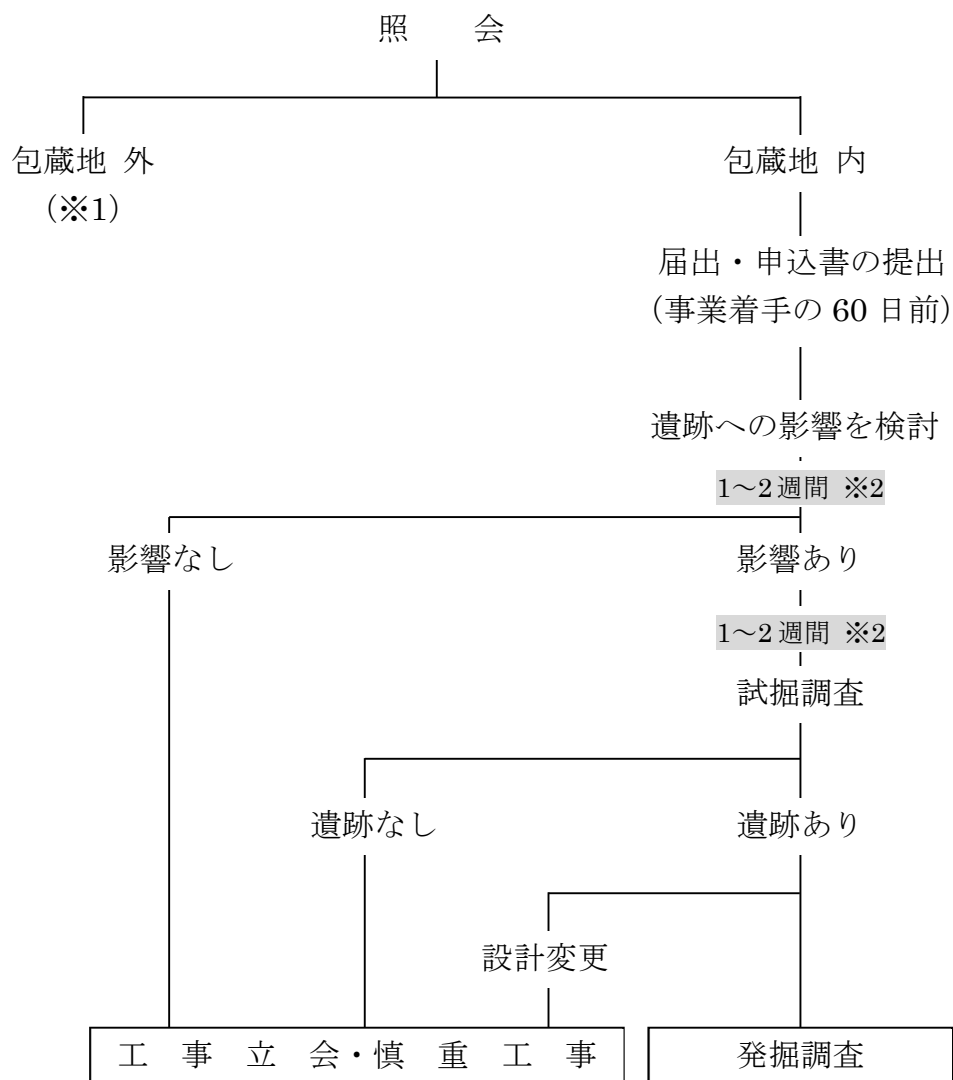
## 4 試掘調査について

- ・「試掘調査」とは、事業計画地に遺跡があるかどうかを確認する調査です。遺跡に対して影響がある工事範囲の約1割程度の広さを掘削します。なお、工事計画にもよりますが、概ね1日から数日程度で終了します。
- ・試掘調査は、市が行いますので、原則として費用はかかりません。

## 5 工事立会・慎重工事について

- ・遺跡に影響がない工事や試掘調査の結果遺跡が確認されなかった場合は、これらの行政指導になります。「工事立会」は、市担当者が工事着手の際に届出どおりの施工になっているかを確認します。「慎重工事」は、市担当者が立会わない通常どおりの工事を指します。

# 手続きの流れについて



- ※1 照会の結果、包蔵地外であった場合、届出等の手続きはありません。  
ただし、工事中に遺跡等を発見した場合は、法第96条第1項の届出義務を負います。
- ※2 工事計画や現地の状況によって日数については多少前後します。  
詳しくは市担当者と個別に協議を行ってください。

## 埋蔵文化財の保護に御理解と御協力を！

埋蔵文化財は、いったん土地の形状を変えてしまうと、復元が不可能な性格を有しています。市では、手続きや発掘調査期間の短縮、費用負担の軽減について、可能な限り努力をしておりますので、埋蔵文化財の保護のため、事業者のみなさまの御理解と御協力をお願いいたします。

問合せ 厚木市 文化魅力創造課  
電 話 046 - 225 - 2509 (直通)  
担当者 武内・前田